

※緊急連絡※

令和2年（2020）年度介護等の体験実習参加予定者へ

令和2年（2020）年度介護等の体験を 「代替措置」での実施に変更する件について

今年度の介護等の体験実習については、コロナ禍の影響が懸念される中、大阪府教育委員会や大阪府社会協議会ともに例年通りの実施に向け準備をしてきました。

しかし7月以降、第2波の到来とも思える感染者数の激増があり、今後の収束の見通しが立たない状態となっています。

【介護等の体験の代替措置実施について】

コロナ禍の真ただ中での介護等の体験実習参加予定学生はもとより、受け入れ先の支援学校や社会福祉施設、更には学生を送り出す本学として不安が拭えない中、文部科学省より8月11日付で、介護等の体験実習については今年度に限り「代替措置」での実施を認める旨の通知が発出されました。

については、本学教職課程委員会で検討の結果、今年度の介護等の体験はすべて「代替措置」により実施することに決定いたしましたので、周知いたします。

これにより、例年行っている特別支援学校・社会福祉施設での介護等の体験実習は行いません。

【代替措置での実施に至った理由】

・文部科学省からの通知発出前に申込手続きを行い、既に配架が決定した支援学校や社会福祉施設でも、今後コロナ禍による諸事情により受け入れが不可能、または取り下げざるを得ない等の発生リスクがあるため。

・今年度の申込者が体験を終了できずに、次年度に繰り越しとなった場合に、どの程度の受け入れが可能なのか全く予測できないため。

【代替措置の内容】

文部科学省が指定する課題を学修した上で、指定用紙にレポートを指定期限内に教職支援課へ提出します。（詳細は、9月16日の説明会で周知します。該当者にはメール配信済）

以上

9月2日 教職課程委員会（教職支援課）